

令和6年12月23日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 木 弘 己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	水 谷 繁 樹
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下 里 真理子
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	富 居 利 彦

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
学 校 教 育 課 長	田 畑 由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	飯 塚 義 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	田 口 邦 郎
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第43号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第44号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第45号 弥富市教育長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第50号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第51号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第52号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第55号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第56号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について
- 日程第17 議案第57号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第9号）

- 日程第18 議案第58号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第59号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第60号 令和6年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 請願第1号 十四山中学校跡地に小学校再編校を新設することを求める請願書
（追加日程）
- 日程第22 議案第61号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第23 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 会議に先立ちまして報告をいたします。

報道機関より、本日の撮影と放映の許可をされたい旨の申出がございました。よって、弥富市議会傍聴規則第 9 条の規定により、これを許可することといたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第42号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日程第 3 議案第43号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第 4 議案第44号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第 5 議案第45号 弥富市教育長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第 6 議案第46号 弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第 7 議案第47号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第 8 議案第48号 弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第49号 令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第10 議案第50号 令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第11 議案第51号 令和 6 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第12 議案第52号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部改正について

日程第13 議案第53号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

日程第14 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第55号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日程第16 議案第56号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について

日程第17 議案第57号 令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 9 号）

日程第18 議案第58号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日程第19 議案第59号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第60号 令和6年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第42号から日程第20、議案第60号まで、以上19件を一括議題といたします。

本案19件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） それでは、総務建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託されました案件は、議案第42号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてはじめ9件です。

本委員会は、去る12月16日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第42号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第45号弥富市教育長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第52号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第56号土地改良事業に伴う字の区域の変更についてまで、以上9件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、議案第43号について、平成24年前市長の同様の条例、ごみ袋問題、令和元年の同様の条例は、本件条例の制定に当たり参考・比較検討されたかとの質問に、市側より、本市における先例や他市の状況も参考にはしているが、事案が違うので比較の対象となるものではないとの答弁がありました。

また、委員から、前は期末手当も含めて30%、3年5か月減額しているが、今回は期末手当を除外して10%、3か月の減額で前回の1か月分である。どう比較したらこのようになるのかとの質問に、市側より、今回のこの事案は前回とは別物と考えているとの答弁がありました。

また、委員から、議案第56号について、地方自治法第260条第1項の規定によりと記載されているが、この規定とはどのようなものなのかとの質問に、市側より、市町村区域内の町または字の区域の変更の規定のことで、市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町もしくは字の区域を新たに画し、もしくはこれを廃止し、または町もしくは字の区域もしくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならないという規定があるため、今回はその規定に基づき、議会の承認をお願いするものですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第43号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第44号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてについては、比較対象となるものに対して極めて低い。また、2つの事件に対しては隠蔽しようとした。議案第52号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第53号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてについては、中小零細企業で働く市民は、物価高騰の中、給料は上がらず、給与はもっと期待できないという状況の中で、議員の報酬や期末手当を上げること、特別職の給与を上げることにより市民の理解が得られるのか疑問があるとの反対討論があり、採決の結果、議案第42号は全員賛成で原案を了承、議案第43号及び議案第44号の2件については賛成多数により原案を了承、議案第45号は全員賛成で原案を了承、議案第52号及び議案第53号の2件については賛成多数により原案を了承、議案第54号、議案第55号及び議案第56号の3件については全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてをはじめ3件です。

本委員会は、去る12月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてから議案第48号弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正についてまで、以上3件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、議案第46号については、なぜ計画を前倒してまで今議会に学校設置条例の一部改正をする必要があるのかとの質問に、市側より、計画どおりに新築校舎の工事入札や着工を実施するには、令和7年3月初めに図面や設計に関する図書等を整備、準備し、建築確認申請に係る事前協議を行う必要があり、その後、令和7年4月上旬に確認申請書を提出し、審査に2から3か月を要し、確認済書は交付される予定である。また、公立学校施設整備費負担金の認定申請は、令和7年4月上旬が提出期限であるため、認定申請書類提出の際に本議案が議決されていることが必要であるとの答弁がありました。

また、委員から、事前協議には本議案の議決は必要ないのではとの質問に、市側より、県

に事前審査をしていただく以上は、しっかりとした裏づけを持って審査をしていただき、その後、確認申請書を提出、確認済書をいただくというように進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員から通告にて、議案第46号について、給食室は保健所の指導で加熱調理室・洗浄室・あえ物室・下処理室・検収室・食品庫・更衣室に区画する必要がある、計画案では狭過ぎないかとの質問に、市側より、給食室は、新しい調理機器として、焼く、揚げる、蒸す、いためるなどの機能を備えたスチームコンベクションオーブンや、粗熱取り、急速冷凍機を備えたブラストチラーなど調理機を導入するなどして、作業の効率化と省スペース化、衛生管理の向上を図るとの答弁がありました。

また、委員から通告にて、議案第47号について、グラウンド開放を急ぐ理由は何かとの質問に、市側より、十四山中学校が廃止になることで、学校施設開放条例に基づき利用されていた運動場も利用ができなくなるが、これまで運動施設としての利用も多いため、運動場を新たに市民が利用できる運動広場十四山グランドとして運動広場条例に基づく位置づけを行うことで、引き続き利用できるようにするためですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてについては、厚生労働省の学校保健安全法に照らしても、水害リスクを踏まえた手引きに照らしても、十四山中学校跡地で検討すべきである。小学校再編校の設置場所である十四山西部小学校については、請願署名が示しているように、保護者をはじめ多くの市民の理解が得られない状況であるとの反対討論があり、昨年の公共入札状況においても、入札不調により予定どおり工事を始めることができない事案が多数発生していること、子供や保護者の多くが令和10年4月開校を強く望んでいること、令和6年12月10日に小学校再編委員会から、よつば小学校を計画どおり遅滞ない遂行を求める旨の嘆願書が提出されていることなどから、本定例会で議決しなければならないとの賛成討論がありました。

また、議案第47号弥富市運動広場条例の一部改正について及び議案第48号弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正についてについては、議案第46号に関していることから反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第46号、議案第47号及び議案第48号の3件については賛成多数により原案を了承したことを報告し、厚生文教委員会の議案の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第49号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）をはじめ7件です。

本委員会は、去る12月18日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第49号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）から議案第51号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第57号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第9号）から議案第60号令和6年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括審査いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から、議案第49号、小学校再編整備事業委託料について、この補正予算は普通教室等の床面積を増やす設計変更なのかとの質問に、市側より、新築校舎の床面積を増やし、既存校舎の東側を減築し、駐車場を増やすという設計変更を行うことで、設計変更に伴う委託費が変更となりますとの答弁がありました。

続いて委員より、かさ上げ部分は設計とは別なのかとの質問に、市側より、現在、設計委託している業者と調整しているところであるが、この金額の中で行っていく計画としているとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、教育委員会がなぜこうした設計変更を考えられたのか。また、どのようなことに留意して考えられたのかとの質問に、市側より、増床に伴う設計変更については、8月21日の議会の発議を受けて対応したもので、留意したことは、当初2学年が旧校舎へ残る形であったものを、全学年を新校舎のほうへ受け入れ学ぶ環境を整えたこと、旧校舎を減築して駐車場を確保したことであるとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、議案第57号、ふるさと納税推進事業について、ふるさと納税記念品として記載してあるが、これは返礼品という記載ではなかったのかとの質問に、市側より、細節の名称は以前よりふるさと納税記念品であるとの答弁がありました。

続いて委員より、歳入増ということで何か対策をされたのか、新しい企画をされたのかとの質問に、市側より、令和6年度からノリを取り扱うようになり、そちらへ400件ほどの寄附をいただき、400万円ほどの増収となっているとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第49号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）については、小学校再編整備事業の設計変更が入っている。議会の決議を受け変更したのだが、議会が求めたのは、根本的な防災対策という中で、この西部小学校においても安全対策を根本から変えていくべきである。また、議案第49号は、議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてに関連しており、市の提案される十四山西部小学校では、安全が十分に担保されていないことに鑑み、この議

案に対して反対である。

議案第57号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第9号）については、特別職の報酬の増額が入っている。一般職については、人事院勧告、あるいは今の物価高騰等で大変厳しい状況が続いているので、その分を手当てしていくべきだと思うが、特別職については、まだまだ一般水準よりも多い状況になっているので、特別職の報酬及び議員等を含めて報酬の増額が入っているので、この部分に対して賛同できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第49号は賛成多数により原案を了承、議案第50号及び議案第51号の2件については全員賛成で原案を了承、議案第57号は賛成多数により原案を了承、議案第58号、議案第59号及び議案第60号の3件については全員賛成で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論される方は、努めて簡潔明瞭に行っていただくことをお願いいたします。

それでは、通告がございますので、順次発言を許します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第47号弥富市運動広場条例の一部改正について、議案第48号弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について、議案第49号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）について、以上4件について反対の立場から討論を行わせていただきます。

まず、議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、反対する理由を述べさせていただきます。

令和5年11月10日策定の弥富市小学校再編整備方針で、市より初めて再編校設置場所は十四山西部小学校とすることが公表されました。整備方針の中で、再編校設置場所を決めるための判断基準は、公共施設保有量の推移、児童居住地の分布、子育て及び教育文化等の機能との連携、将来的な負担の4つの指標のみです。この4つの偏った指標のみでは、正しい結論は導くことはできません。

本来であれば、各学校の地理的条件や校舎の老朽化、また支持ぐいの深さ、長さなどハード面の条件、ライフサイクルコストなどの項目も比較検討に加えなくてはなりません。

また、この弥富市小学校再編整備方針のどこを読んでも、十四山中学校跡地が再編校設置

場所の候補地に入っていませんでした。その理由は、今議会12月11日の私の一般質問の後に、市長から、御遺族の現在の心情、また関係者の方のお気持ちを察しますと、十四山中学校として建築を進めていくことはなかなか難しいため、市は十四山西部小学校に決めましたとの発言がありました。

一番安全とされる十四山中学校跡地の候補地が、弥富市小学校整備指針で検討する以前より候補地から除外されていたことが大きな問題であります。あの事件と再編校設置の議論は、当然分けて考えなくてはなりません。そのため、この議論のスタート段階から、再編校の設置場所の議論が違った方向に進んでしまった結果となっております。

一方、この地域は海拔ゼロメートル地帯であり、想定されている南海トラフ巨大地震による液状化や、大型化する台風、線状降水帯による洪水などの大規模災害が懸念されております。

市は、9月定例会まで増築校舎はかさ上げしないと答弁していましたが、今定例会では急遽かさ上げすると答弁がありました。それも委員会で何度か質問したうちで、30センチから50センチとやっと答弁ができたところで、私が考える理想の1.5メートルには大きく及ばず、全く焼け石に水のかさ上げではないかと考える次第であります。

さらに、これまで送迎バスの乗降場所も西側の児童館の周りとしていたものを、これも急遽、既存校舎東側の駐車場付近にすると答弁されるなど、市の答弁がその場しのぎになっています。私たち議員は、かさ上げやバスの乗降場所の具体的な配置図すらまだ見ていない状況であります。

また、十四山西部小学校での増築と大規模改修の詳細な工事スケジュール表、工程も変更されたものを見ておりません。入札不調が危惧される中、しっかりと工程表を吟味しないと、令和6年4月に開校が可能かどうかは私どもは判断できません。この情報不足の状況で、この議案第46号を私は責任を持って判断することはできません。

また、十四山中学校跡地での新築と十四山西部小学校での増築・改築の比較検討では、液状化の影響、水害への対策、近隣への影響、バス乗降場所の利便性、工事用地の広さ、工事中の安全性、工事車両の駐車場所、周辺道路の安全性、ライフサイクルコストについて、全ての項目において、十四山中学校跡地のほうが明らかに優位な結果と考えます。

そのような状況において、市が示している小学校再編の設置場所、西部小学校ですけれども、3,394筆の請願署名が示しているように、保護者をはじめ、いまだに市民から納得が得られておりません。さきの9月定例会において、市議会は、十四山中学校跡地での校舎の新築を全会一致で決議いたしました。3,394筆の署名を収集された保護者をはじめ、多くの市民は、この市議会の決議に大きな期待を抱いています。この全会一致の決議文は、提案理由である老朽化の問題について、現行の増改築計画では長期的な耐久性や安全性に課題がある

と記しました。

しかしながら、これまで市が示す増改築計画では、残念ながらこの課題が解決されておりません。市は、関係している一部の市民の声だけでなく、サイレントマジョリティー、物言わぬ多数派の市民の声にも耳を傾けなくてはなりません。多くの保護者等から話を聞くと、これまでの市教育委員会からの説明では、当初から西部小ありきの説明で、十四山中学校跡地での新築校舎を設置してほしいという意見を述べる機会はなかったとおっしゃっている方ばかりです。

しかし、一般質問で教育長は、おおむね保護者から理解を得ていると答弁されました。その答弁を理解することが私はできません。市にこの3,394筆の署名の重さが全く伝わっていないことを、私は悲しく思います。多くの市民の願いを無視して拙速に進めることは、本当に弥富市のため、大藤・栄南・十四山地区の発展につながるのでしょうか。この3地区の定住促進策や地域コミュニティの活性化の支援の明確な市の答弁を聞いておりません。

請願署名は、小学校低学年のお母さんをはじめ、あらゆる世代の方々が精力的に集められた純粋で貴いものであります。この請願の思いを無視することは、弥富市や市議会の信頼も失うことになります。市議会も9月定例会初日に十四山中学校跡地で新築の校舎と全会一致の決議をしており、市民の皆さんは市議会に大きな期待をしております。そして、令和10年4月の開校時には、大藤・栄南・十四山地区の全ての市民が、新たな小学校の開校を祝福できるものではなくてはなりません。

今定例会では、突如としてかさ上げする発言やバスの乗降場所の変更などの発言がありましたが、全て中途半端な提案であり、抜本的な問題の解決には至っておりません。また、既存校舎の安全性は全く改善されておりません。全会一致を決議された議員の皆さん、これまでの市の提案にぶれることなく、全会一致の決議の内容を思い出していただき、反対の意思を表明していただきたいと思います。

以上の理由から、議案第46号に私は反対いたします。

次に、議案第47号弥富市運動広場条例の一部改正についてと議案第48号、弥富市学校施設開放に関する条例の一部改正について、議案第49号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）についての以上3件は、議案第46号に関連しておりますので、反対であります。

以上、4つの議案について反対する理由を申し上げました。

最後に、議員の皆様には公平公正な判断をしていただき、4つの議案に対して反対していただくことをお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

通告に従いまして、反対の立場で討論いたします。

議案第52号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてと議案第53号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

厚生労働省の国民生活基礎調査からですが、児童のいる世帯で生活が苦しいと回答した世帯、令和4年度は54.7%でした。そして、令和5年度は65%でした。10.3%増えています。子育て世帯は大変な状況です。中小零細企業で働く多くの市民は、物価高騰の中、給与は上がらず、賞与はもっと期待できないという状況です。

人口減少が著しい地方自治体では、低額な議員報酬などが理由で自治体議員の成り手不足が報道されていますが、弥富市ではまだそのような状況でもありません。そのような中、議員の報酬や期末手当を上げること、市長など特別職の給与を上げることにより市民の理解が得られにくいと考え、賛成できかねます。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、伊藤千春議員。

○1番（伊藤千春君） 1番 伊藤千春。

賛成の立場で討論させていただきます。

議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の改正については、4小学校を統合し、令和10年4月開校を行うには本議案を議決する必要があると、賛成の立場で討論させていただきます。

この小学校の再編事業について、市側は、子供たちのよりよい教育環境の整備が一番大事であると考え、幾度となく説明会を開き、繰り返し皆様に説明をまいりました。その上で、再編する小学校の設置場所を十四山西部小学校と位置づけることについては、保護者の皆様、地域の皆様に対して意見交換及び説明会を開き、パブリックコメントを経て弥富市小学校再編整備方針を定め、進めてこられたという経緯があり、このことは議会への報告もなされており、加えて市議会は令和5年11月に十四山西部小学校に係る事前調査費の補正予算の議決をしたと私は理解しております。

また、令和6年8月に行った決議では、十四山中学校に新設する方針に変更する旨を市側に提案いたしました。その趣旨は、子供たちの安全確保を求めるものです。市側からは、この提案を受け、令和10年4月に開校することを前提として、子供たちのよりよい教育環境の整備を優先すべきと決議で記載した提案理由に寄り添った計画の見直しが提出されました。

私は、予定どおり令和10年4月に十四山西部小学校へ設置することを強く求める数多くの皆様の声を尊重します。児童数の減少により男女の隔たりが大きくなり、友人関係で悩んだときの居場所がなくなることなどの課題に対して、小規模小学校の再編は、対象校の子供たちにとっては待ったなしの状況にあるのです。市側が進める子供たちのよりよい教育環境の

整備の早期実現のため、再編の時期を令和10年4月から遅らせることを子供たちやその保護者の皆様は望んでいません。遅らせることは決してあってはいけません。

十四山中学校に令和10年4月に開校可能という意見は、校舎の建築設計だけに限ればそうかもしれませんが、十四山西部小学校の位置に決めた際も、十分な説明、意見の聞き取りを行っており、この場合も当然同様に行う必要があります。当然のことながら、十四山西部小学校など他の選択肢も含めた再検討が必要になり、意見を取りまとめるのに相当な時間が必要になり、また各種手続にも時間を要します。できるだけ早い令和10年4月の開校を望む保護者の皆様をはじめとする市民の声を軽視することになり、子供たちのよりよい教育環境の整備が難しくなります。

したがいまして、私は議案第46号、学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正は、令和10年4月開校には今議会での議決が必要不可欠であり、賛成します。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第47号弥富市運動広場条例の一部改正について、48号弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について、49号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）に反対の立場で討論します。

多くの住民の方は、各種報道によって再編校は中学校跡地に造られるものだと今でも思っていて信じてみえる方がいっぱいいます。3点に絞って、この不当性、十四山西部小学校に設置し、3本の条例について不当性を指摘します。

1点目、そもそも令和10年4月に間に合わないから中学校でなく小学校というのは、何度も指摘されて論理は破綻しています。新築であれば、日の出小学校は実質2年で工事ができています。なので、中学校跡地に新築するのであれば、再来年に着工すれば10年4月1日に十分に合います。

ところが、市長・副市長は地域の合意形成に2年もかかるとおっしゃっているんですが、これは中学校跡地にしたくないから合意形成にかかると言っているふうに言われても仕方ないんじゃないでしょうか。これほど地域で、特に地域の皆さんが中学校がいいと言っているわけですから、そんなに時間がかかるはずはありません。なので、令和10年4月1日に間に合わないというのは論理破綻しています。

2点目、費用対効果です。

これも新築30億かかっても、最初から安全で高品質な学校が使えるんです。60年使ったとすれば年5,000万です。市の案はごちゃごちゃと改築をして15億だと言っているんですが、例えば既存校舎体育館の新築そっくりさんにするかけた改修費約5億円、これは20年たたないうちに壊すんでしょう。そうやって答弁していますから。5億円は捨て金。20年たつたと

きもどうなるか分からない。万が一20年たって廃止すればそれも捨て金なので、誰が考えても新築のほうが費用対効果が高いのは明らかです。

3点目、今回特に問題になっている安全性です。この堂々巡り。

結局、安全とコストを市長はてんびんにかけているんじゃないですか。保護者や子供に向かって、この程度安全だから我慢してくださいと、そういう問題じゃないです。伊勢湾台風以来、水が来たことがないという人がいますけれども、それはたまたま運がよかっただけの話であって、将来に対する保証にはなりません。だからこの新市庁舎、これは当然海拔面よりも上、プラス20センチとか50センチとか言っていますけれども、少なくとも1階の床高は、もしポンプが止まっても困らないように、堤防が多少破堤してもいいようになっています。

十四山小学校時代のこの2つの小学校、東部小を含む2つの小学校が、結果的に言えば失敗だったということです。だけど、十四山が低かったからね。1階の高さがマイナス1.9とかマイナス1.幾つでやっていますからね。中学校はちゃんと上へ上げているじゃないですか。十四山村のその他の公共施設も全部かさ上げして、海拔ゼロメートル前後でやっています。弥富市はずうっとかさ上げしてきているんですよ。これは素人の住民でも分かる話です。

市長が急遽かさ上げと言っていますけど、結局旧校舎を残してかさ上げですから、せいぜい数十センチの話ですよ。根本的に変えない限り、それは無理です。

問題は、これでは地域の防災拠点として役に立ちません。あっちが低い、こっちが低いという比較の問題じゃないんです。こういうことを言うと、あそこが低いということは風評被害というふうに言われるんですけども、あそこが低いということは誰よりも地元の人知っているんです。防災の基本ですよ、どれくらい低いかということ具体的を知っているということは。だから、あまり風評被害と言うと、十四山西部地区の住民は無知蒙昧だから不安になるようなことを言うべきじゃないということですか。これはむしろ住民に対して失礼ですよ。

せっかくこの十四山西部地区において、中学校跡地があるんです。広い敷地で盛り土した安全なところ、学校を造ればいいんです。そのチャンスを潰しちゃうんですか。大藤学区には弥富中学校があります。栄南学区には南部コミュニティセンターがあります。十四山東部学区には支所もスポーツセンターもあります。十四山西部学区だけが、盛土をした広い防災拠点がないんです。だから、30センチかそこらのかさ上げじゃなくて、十四山中学校を売り払うんじゃなくて、きちんと小学校を建てて、ちゃんと広くて水害でも耐えられる防災拠点が要るんです。

だから西部小学校でなく中学校跡地に防災拠点を兼ねた総合校を建てなければ駄目なんです。これは行政として、防災、防災と言っている行政として、あまりにもアンバランスで無責任です。十四山地区の人に対しても、とても罪深い議案だと思います。

この議案ですけれども、47号、48号、ちょっと意味不明な条例だなと思っていて、グラウンドだけ残して使いますということは、逆に言うに残りの中学校のかさ上げしてあるところは民間にもう売却が決まっているんですか。理解不能ですよ、これは。

49号の補正予算については、そんなようなことでいつまでも小学校をぐちゃぐちゃなぶり続けるような補正予算については不適切です。

以上、理論的、客観的にいうと、どう考えてもベストでないこと、それが変えられないというのは、これまで弥富市が進めてきたこと、これは変えられないということなんでしょうか。そういうふうにしかならないんですよ。

だけど、やはりそこは住民の代表である議会が正しく公平に議論をし、適切な判断をするという意味においては、やはりここで一度立ち止まる。立ち止まって、本当に未来永劫残る、永劫は言い過ぎましたけれども、未来に残る夢のある安全な小学校になるということに反する議案ですので、以上を指摘して反対討論とします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に基づきまして、議案第46号、47号、48号、49号及び57号について、以上5件、反対の立場で討論させていただきます。

まず初めに、横井議員の一般質問で、最後に市長があえて手を挙げ答弁され、中学校の事件に触れました。私は、当時を知る者として、そして被害者の子供と一緒に私の家で遊んだこともある者として、ここにいる中でも強い思いがあります。あの子がそれを理由に、これから続く子供たちに中学校跡地で建て替えないでほしいと望むだろうか。そんなことはないと思います。その上で、市長はその遺族の方と話してもいないのに、なぜかあえて言われ、取り消すこともしませんでした。今からでも訂正していただきたい。そして、絶対にそれを理由にしてはならないし、ニュアンスを匂わすだけでもあり得ません。

さて、議案第46号ですが、4つの学校を統合し、よつば小学校を十四山西部小学校の位置に置くというものです。9月議会で市議会が全会一致して決議したものと真っ向から反するものであり、その課題は重要なポイントにおいてほとんど解決されておられません。

決議内容として、弥富市議会は、現行の十四山西部小学校の増改築計画を見直し、来年閉校となる十四山中学校跡地に新校を新設する方針に変更することを提案する。また、統廃合される4校の跡地を有効活用し、地域コミュニティの活性化及び市街化調整区域内での定住促進を図るための施策を推進する。以上、決議すると書いてあります。この決議を全員賛成の下で決議して、その地域にお住まいの保護者の方だと思われそうですが、この匿名でしたけれども、恐らく全員にはがきを送られ、感謝の意が記されていました。本日、この佐藤仁志議員から預かりましたこういうはがきが、皆さんのところに届いているはずですよ。

しかし、その舌の根も乾かないうちに、この12月議会で西部小学校の位置にという議案が出されてきたわけです。改善案を市が提示し、新校舎の部分を増やして、児童全員が入れる普通教室を全て新校舎に入れることにしたと言いますけれども、その改善案は行き当たりばったりとされる脆弱なもので、決議内容の課題は解決されていません。決議の理由では、老朽化の問題についても、児童の安全確保についても、跡地活用の有効性についても課題がクリアになっていません。

また、附帯事項としては定住促進が上げられておりましたが、今回の議会での行政の答弁では、令和17年頃には全学年1クラスになることが予想され、その頃には特別教室も新校舎に入れられる。あるいは、リフォームした校舎は取り壊すだけで新しく造り直すことはしないんだというような趣旨の回答であったかと思います。この地域において定住促進を全く考えていない、諦めてしまっている姿勢が取れる答弁でした。

市街化調整区域において人口を増やすというのは簡単ではないと分かりますけれども、だからといって、このような後ろ向きの姿勢で何も手を打たないのであれば、余計に人口は減っていきます。ましてや、標高に大きく不安のある場所にわざわざ4校統合校を持ってくるようなセンスでは、弥富市は防災に対しても真剣に向き合っていないと捉えられ、弥富市から転出を考える人もいると思います。現に、SNS上では委員会採決後に既にそのような投稿も見かけました。

また、もう一つ言っておかなければならないのは、弥富市中どの学校も海拔マイナスであるから、今さらマイナス1.9メートルの場所に建てるのは問題ないという認識です。その認識は、行政側も議員も今すぐ改めるべきだと思います。そもそもマイナス0.6メートルの、浸水しても上半身が水面に出られるものと、マイナス1.9メートルで大人でも水没する高さで危険度を等しく考えること自体がナンセンスです。

学校保健安全法の関連では、水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引きというものがあります。これは東日本大震災を受けて、その改善のために国が提唱しているものになります。その3章の1の2の部分に移転等の検討を行う場合の留意点が明記されており、まさに今の弥富市における問題が書かれています。その中には、学校統合等に伴う施設の移転に当たっては、児童・生徒の通学距離や学校と地域の関係を十分考慮した上で、相対的に洪水等の浸水による影響が少ない場所を選ぶことが重要である。特に、高頻度で浸水が想定される区域や、低頻度でも水没など壊滅的な被害が想定される区域、これは弥富市のことだと思いますが、浸水発生時に長時間孤立が想定される区域は、特段の事情がない限り移転先の敷地として選定することを避けるべきである。これにより、児童・生徒等の命を守るとともに、豪雨等の水害を想定したマニュアルの作成や防災訓練の実施、災害発生時の緊急時対応など、学校現場での負担軽減をできるというふうに書いてあるんです。

国の指針からしても、相対的に浸水による被害が少ない場所を選ぶべきとして、浸水時に長時間孤立される場合は移転先として避けるべきと書いてあるんですよ。ふだん国の指針はおおよそ遵守する弥富市が、なぜ防災・安全上の問題、学校の問題ではこれを守らないのか。また、だからこそ、これから造る学校においては、浸水しないようなところにしっかりと備え、体育館も含めて、仮に、たとえ堤防が決壊しても避難所としての機能が果たせるようなものにしていくべきなんじゃないでしょうか。

それをどこでも同じだからではなく、だからこそ新しく造るものは安全なものをということにしていかなければならないんですよ。その方針を打ち立ててこそ、弥富市の安心・安全を、その姿勢を見せることができるんじゃないでしょうか。ここが分水嶺です。弥富市の水害に対しての本気度が試されているんじゃないでしょうか。

最後に、議員の皆さんに聞きたい。今の市が出している案が、本当に最善でしょうか。もし仮に遅れたとしても、例えばその間、今の学校で、あるいはどうしても男女のバランスかと言われるならば、その間だけ大藤・栄南、十四山東部・西部とこの2校のどちらかでバスを使って送り迎えして暫定的な措置を行えばよいじゃありませんか。安心・安全、すなわち命とスピード、どちらが重いんでしょうか。言うまでもありません。命よりスピードですか。

また、浸水問題では、確かに弥富市は排水機が強固なものがありますけれども、排水機は堤防決壊に対しては無力です。この浸水想定がされる弥富市の学校で一番真っ先に考えなければならないのは安全対策であり、その前提を、新築だとお金がかかるとかコスト的な理由で最初から外していた計画がうまくいくはずがありません。ましてや4校を1校にする統合校で、けちって防災上に不安を残すなんて論外です。

しかも、JR名鉄弥富駅の問題で議論されているその時期に、自由通路にはお金に糸目をつけずに行って、学校にはけちって中古を残す。これに論外以外の言葉が出てくるでしょうか。

最大の大罪は、中学校を初めに除外し、安心・安全、命のコスト、お金を優先した行政。いいですか、重要なのもう一度言います。命よりお金を優先した行政にあります。その行政が判断を誤ったときに最大限の力を発揮すべきなのは、私たち市議会議員、市議会です。今こそ、その力を発揮すべきときじゃないんでしょうか。

この弥富市の安全対策は、現時点での最善、ベストを尽くし切るべきです。それを差し置いて、市街地に近いとか、200メートルの円を描いたら人口が一番多いとか、この4つの視点でどうだと言われていても、最初から論外だったわけです。ましてや中学校跡地というその4つの視点の中でも、おおむねクリアできて、何より高さが確保できる。現時点ではベストな立地条件になる中学校の跡に、よつば小学校は建てるべきです。

皆さん、想像力を膨らませ、自分が一人の子供を持つ親として、自分自身として考えてほ

しい。変なしがらみや党派とか派閥とか関係なく、有権者に託された議員として、その手を胸に目を閉じて考えてみてほしい。そしてその良心に従って判断してほしい。本当にこのままの案でよいんですか。今ならまだ、立ち止まってこの計画を見直して、最大限の安心・安全を担保したものにする事ができるじゃないですか。だから、どうかその良心に従って判断していただきたい。

議案第47号、48号については、十四山中学校のグラウンドを貸しグラウンドにすることだけれども、すぐさま中学校跡地は、さきの議案で述べた理由により、よつば小学校と考えていただきたいので、賛同することはできません。

議案第49号の補正予算ですが、よつば小学校の設計変更に伴うものが含まれています。これが大きく安心・安全を担保するものであり、弥富市議会決議の課題をクリアするものであればよかったかもしれませんが、そうはなっておりません。仮に1万歩ぐらい譲って、どうしても西部小学校の位置に置くというのであれば、苦し紛れの30センチとか50センチとかかさ上げするとかそういうことじゃなくて、最低限度、例えば南側のグラウンドを液状化しないように大きくかさ上げして海拔より高いものにして造るとか、あるいは床面がせめて浸水しないように学校自体を高くするピロティー形式を取るべきです。

その際にも、旧校舎と接続すると無理が出るので、やはり南側を使うしかないと思います。その間の授業はバスで十四山東部小学校等で対応すれば、工事中的事故なども防げると思います。設計変更するならそれぐらいの誠意と覚悟を見せてほしいと思い、反対討論とします。

そして、議案第57号につきましては、先ほど板倉議員が申し上げたとおり、議員や特別職の報酬アップの予算が含まれております。理由は、先ほど板倉議員がおっしゃいましたので割愛しますが、以上のことにより、この5点、反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、柴田英里議員。

○2番（柴田英里君） 2番 柴田英里です。

議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてに賛成の立場で討論させていただきます。

再編校に一部既存校舎を活用することについて、小学校再編に関しては様々な御意見があり、それぞれに深い思いがあると感じています。そのことも踏まえた上で、令和10年4月か

らの開校に向けた条例改正が必要であることを述べたいと思います。

市民の皆様の思いや意見に対して、市は、全ての子供たちが新しい校舎において学校生活を始められるように、新築校舎の面積を拡充するなど計画見直しを示してまいりました。このことの対応について、将来の児童数が減少することが懸念される中で、初期投資をできる限り抑えたい計画をしていくことは正当な理由であると考えます。

さらに、地盤や既存校舎の安全性についても様々な御意見があることは十分認識しております。地震対策につきましては、液状化が懸念される状況ではあります。しかしながら、このことにつきましては、十四山西部小学校の既存校舎は2階建てで軽量であり、液状化により建物倒壊のおそれは低く、耐震基準を満たしており、強度につきましても確認はされております。

そのほか、浸水対策につきましても、伊勢湾台風以来、排水機的能力は格段に向上しており、市民の皆様は日々安心して生活しているという状況がある中、さらに新校舎の3階には、多目的使用ができる広いカーペット式の部屋を避難場所として整備する計画をしております。また、屋上にも避難場所を整備し、垂直避難を可能とするなど、地域の皆様にとっても安全な避難場所として利用していただけるように計画が進められております。

このように、様々な課題や皆様からの御意見に対して、子供たちのよりよい教育環境の整備のためという理念の下に、市は計画の見直しを行い、住民の皆様に寄り添った対応をしております。

以上、いろいろ申し上げましたが、これらの状況を踏まえた上で、令和10年4月開校に向けた本条例の改正は必要不可欠であると私は考えます。

最後になりますが、市には施設の安全性を過信することなく、これまで以上に防災教育や自分の命、他人の命を守る教育を実施していただきたく、また様々な状況を想定した避難訓練をこれからも実施していただくよう要望・意見をつけさせていただき、賛成討論とします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第43号、44号、46号、52号、53号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

初めに、議案第43号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第44号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について、2件について反対をさせていただきます。

5年前の平成31年度一般会計予算が大幅訂正に至った市長の対応の問題で、平成31年3月議会において発議第2号安藤市長に対する辞職勧告決議が全会一致で決議されております。その後の6月議会には、自らが議案第35号弥富市長の給与の特例に関する条例を提案され、その内容は給料月額と期末手当を含め30%、3年5か月、つまり41か月分の給料と期末手当

を返上されるものでありました。返上された総額は1,600万円以上に及ぶものであります。この議案も全議員が賛成されております。市長の提案も御自身の判断で妥当な提案をされ、賛成した全議員も提案が妥当と考え、賛成されたと思います。

今から12年前の平成24年には、弥富市発注のごみ袋製造会社の倒産に端を発した高額な損害が発生しました。最終的に市が被った損害額は915万円余り。このときの前市長は、不適切な事務処理の管理監督責任で同様な給与の減額条例を提案され、その内容は、市長は6か月間、期末手当を含め20%、副市長は3か月間、期末手当を含め10%を返上されております。

しかし、今回提案の議案第43号、44号は、不適切な事務処理が相次いで発生した事案を勘案し、管理監督する責任者としてその責任を重く受け止め、給料の減額をするとされておりますが、その内容は、市長、副市長とも3か月10%であり、返上される金額も僅か2人合わせて総額で51万円と300円であります。たったの51万300円であります。

前回、安藤市長が1,600万円返上され、この案件は予算編成の混乱であり、金銭的な損失はありませんでした。今回は一連の不祥事の引責であり、大きな案件だけでも、本年6月定例会に提案されました議案第29、30号、予算関係議案2件、令和5年度弥富市国民健康保険特別会計での赤字1,256万円を令和6年一般会計予算から繰上充用する議案でありましたが、出納整理期間である令和6年5月31日までに行うべき手続を怠り、法律に基づく対処方法ではない議案を提出したことが職員の内部告発から発覚し、3日後には撤回をされております。

2件目の事案は、議会の議決を経ずに行った教師用教科書の購入であります。

さらに3件目、この事案は、福祉課における補助金の不適切な事務処理、令和4年度子育て世帯臨時特別支援事業費補助金730万円を収入できず、一般財源で補填、つまり730万円の損害が発生してしまった。

昨年10月には、副市長が福祉課の令和4年度と5年度の課長及び補助金担当者の4名に厳重注意の処分を行ったとされております。にもかかわらず、議員の調査により発覚しそうになり、1年以上も経過した今頃になって議会に報告をされました。国民健康保険の保険税の繰上充用は内部告発からの議案の撤回、補助金730万円損害発生事案は議員の調査により発覚を恐れたが隠し切れずに隠蔽しようとしたことは明白であります。

これらの結果と事実に基づけば、過去の減額条例と比較しても格段と責任は重いと考えます。それが僅か51万300円の減額は、納税者市民から理解の得られるものではなく、隠蔽しようとした事実からすれば、もはや給料の減額の域を超え、辞任レベルであると考えます。

よって、議案43号、44号については反対をさせていただきます。

続きまして、議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正について。

弥富市議会は、9月定例会の発議第3号で、弥富市小学校統合に伴う新校設立計画の見直

しと地域コミュニティ活性化および定住促進の推進を求める決議について、全会一致で可決をされております。僅か3か月前のことです。

この決議内容は、不安を軽減し、期待感を高めるため、現行の十四山西部小学校の増改築計画を見直し、来年閉校となる十四山中学校跡地に新校を新設する方針に変更をすることを提案するとされております。

9月の定例会の前、7月12日には、議員9名で海津の小規模統廃合校に関する取組を勉強させていただきました。4月に5校を統合し開校した海津小学校は、日の出小学校と同様な近代的な教室、極めて安全対策に配慮をされた合理的に設計されたスクールバス乗り場を見学し、その後に十四山西部小学校の現状を確認したところ、大半の議員が心が揺れたように見受けられました。現段階ではスクールバスの台数も決まっていない中で、狭い校庭敷地でどのように安全を確保していくのか不安が残るところであります。見切り発車は避けるべきです。安全確保は最優先課題であります。

マイナス1.9メートル、伊勢湾台風の被害状況を自分の目で見てきた経験から、極めて当たり前のことですが、一番低い場所が一番先に水没をし、排水しても一番最後まで水没状況が残ることが全く理解をされていないように思われます。これは議論もされておられません。水害の被災地は、当然水の引いた場所から災害復旧工事が始まり、一番後回しになることは当然のこと、なぜそのような場所に公共施設を造るのか理解ができません。

平成28年10月、弥富市議会総務建設経済委員会は、茨城県常総市の行政視察に行っております。豪雨により鬼怒川堤防が決壊し、常総市の新庁舎が建設から1年もたたないうちに1階が水没し、庁舎の復旧作業に要する費用が8,500万円もかかってしまった。これらを議会では視察に行っております。これらの視察で得た教訓を議論・検討も行われない。何のための行政視察であったのか。弥富市の未来を選択するはずの統廃合の建設について、この弥富市の行政として適切な意思決定過程が行われなかったことを改めて指摘し、反対討論とします。

続いて、議案第52号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

市長、副市長が給料の減額条例を提案しなければならない一連の不祥事は、議会にも一抹の責任があると思います。今回の増額は辞退すべきと考え、反対をいたします。

現状、昨年の議員の期末手当は100万円を超えております。昨年12月の期末手当は、100万円を超えております。もうこれ以上私は必要ないと思います。

続いて、議案第53号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

人事院勧告に基づく給料改正ではあるものの、議案第43号、44号では、一連の不祥事の責任として、市長、副市長、教育長の給料を減額しようとするさなかに増額は、市民の理解は

得られません。当然増額は辞退すべきと考え、反対をさせていただきます。

以上、5件反対討論をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第42号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号につきまして採決をいたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定により出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となります。特別多数議決の場合は、私議長も出席議員となることから、議長は議長席において起立による表決を行うこととされておりますので、御了承をお願いいたします。

本日の出席議員数は16名であり、その3分の2は11名であります。

議案第46号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） ただいまの起立者数は11人であり、所定数以上であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号及び議案第51号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第51号、以上2件は原案のとおり可決されました。

議案第52号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号から議案第56号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

議案第57号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号から議案第60号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第60号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 請願第1号 十四山中学校跡地に小学校再編校を新設することを求める請願書

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第21、請願第1号を議題といたします。

請願第1号に関し、審査の経過と結果の報告を厚生文教委員長に求めます。

加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、請願第1号十四山中学校跡地に小学校再編校を新設することを求める請願書です。

本委員会は、去る12月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員から、この請願はいつから請願署名を始めたかとの質問に、紹介議員より、10月下旬から始めたとの答弁がありました。

続けて委員より、請願事項には西部小学校で教室棟を新築する変更案の記載がないので、西部小学校敷地内に新築校舎を新しく増築し、全校生徒が新築校舎に入るという説明はされたかとの質問に、紹介議員より、当然説明しているとの答弁がありました。

続けて委員から、この請願書の文面だけを見ると、古い校舎の改修・増築よりも新築のほうがいいという気持ちで署名をされた方がいるのではないかとの質問に、紹介議員より、請願理由を説明した上で請願事項を確認して署名をいただいているとの答弁がありました。

他の委員より、市が変更した部分を請願人へ説明された上で請願が出されているが、どの部分に課題が残り、どの辺りが課題解決されているかと言われているかとの質問に、紹介議員は、1つは増築校舎の地面の立ち上がりがマイナス1.9メートルということで、その部分が改善されていない。もう一つは、昭和47年建築の52年経過したもので、長寿化工事をしたとはいえ、地震等の液状化によって不同沈下等をする、倒壊は免れ命は守れるものの、それ以上のことは担保できないため、新築並みの安全性を保ってほしいとの答弁がありました。

また、委員より、市側は十四山中学校跡地にすると令和10年4月に間に合わないと言っているが、請願人が重視しているのはスピードなのか、地盤が低いことに対する安全性の問題なのか、どちらを重視してほしいと言われているかとの質問に、紹介議員より、学校の校舎はこれからの子供たちが中長期にわたり使用していくものであり、令和10年4月開校は当然求めていくものではあるが、安全性の高い校舎を整備してこそ達成できるものである、安全性がまず最優先であるとの答弁がありました。

以上のように、付託された請願に対する質疑を経て、討論に入り、請願署名を求める際に正確な情報を説明して署名をされたのか疑問が残る。また、十四山中学校跡地において令和10年4月開校が可能であるという点について、市民への説明、国への認定申請、設計、解体、建築工事、全ての工程を考慮しても、日程的にも予算的にも現実ではない。容易な将来設計で語るライフサイクルコストでは、子供たちに対しての将来負担が大きくなるだけであると反対討論があり、市側の説明において、法的な学校保健安全法や水害リスクの手引きを示しながら比較をするべきであったが、そういう部分が大きく不足しているため、住民の方が不安になっている。今だからこそ立ち止まって、この請願趣旨に沿って変更を市側に要求していくべきとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、厚生文教委員会の請願の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論される方は、努めて明瞭簡潔に行っていただくことをお願いいたします。

それでは通告がありますので、順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

請願第1号十四山中学校跡地に小学校再編校を新設することを求める請願書について、賛成の立場で討論をします。

5点に絞って申し上げます。

1点目、やはりこの請願の重さです。住民にとって、地元の学校、これはある意味、市長、副市長、教育長よりも住民のほうのはるかによく分かっているし、真剣に考えています。しかし、残念ながらこの学校再編において、市側は丁寧な説明とおっしゃっていますが、住民から見たときに本当に分かる説明がされているのでしょうか。結局、市は、した、したと言っているんですけども、なかったのがこのような請願になってしまったことは明らかじゃないですか。

今回の委員会、今日の討論、本当に小学校派、中学校派それぞれ意見が出て、熱心な討論がされています。だから、こういう討論をしながら、きちんと住民の方に具体的な情報を出してこなかった。それがこの請願になってしまった。だからこの請願は重いんです。

2点目、請願の集め方、それからこの請願の真意についてなんですが、委員会の請願審査

の中で、例えば市の変更案、増築を増やすということなんですけれども、伝えてあるかとか、様々しつく聞かれました。ただし、この点に関して言うならば、そもそも教育委員会が10月、保護者説明会でその12教室の案を説明したんですが、聞かれた保護者としては、議会は中学校でと言っているはずなのでおかしいと。それと、とてもその案では安全性その他納得できないということで、そこからこの請願活動が始まったということが象徴されています。

去年の説明会で既に、小学校は建物も危険だし、低いし、中学校がいいという意見や、それも踏まえて地域にとっても歴史的に、この十四山・大藤・栄南地域にとって歴史的に将来をまさしく左右することなので、悉皆調査、全住民に対してアンケートをきちっとやるべきじゃないんですかという意見が出ているんですし、今考えれば、自分が行政の当事者であったとするならば、それは自分たちの都合だけでやって、この地域の人たちにとって死命を制する決定ですからね。やはり、そこはどういった意見が出るかきちんと出してもらう。

今、住民投票条例の直接請求とか話題になっていますけれども、やろうという意見がありますけれども、そんなことをしなくても行政がこの地域に限定してもらえばいいです。きちんと、こういう今議会で明らかになったような情報をきちんと伝えて、その上で住民としてどうなのか。もちろんその中で、いや、小学校でいいんじゃないですかと言いたかったら、それ言えばいいですよ。だけど、それを小学校で改築すればこうなりますよということを、きちんと図面とか状況とか説明した上で意見を聞いているのは、それが正しい行政です。

この請願の中で、質問の中で、基本的にふだんは普通教室にいる。音楽室とかいうのは一時的だからみたいなことで、それでいいんじゃないんですかという質問があったんですけど、僕はあり得ないと思うんですよ。請願者の方、自分の我が子の命のことを思って請願されているんですよ。たとえ短いからといって、旧校舎や体育館で、そこで災害があつてけがをしたり、死んでしまうリスクがあることについて、保護者や地域住民が認められるはずないじゃないですか。

次、3点目に行きます。今回の討論でも何度も出てくる防災についてです。

他の方も言っていますけれども、その地域に住んでいる、土地の成り立ち、伊勢湾台風を経験してみえる方がまだいっぱいいます。弥富市が13基のポンプ場が守ると言っています。昔と比べれば当然よくなっています。ただ、日光川の水位が上がったら当然停止命令です。ポンプが止まれば駄目です。それから電源が止まったり、燃料供給が止まっても止まります。そんなことは当然想定することですし、既に先ほどどなたか言ったように、最初に低いところからたまって、低いところは最後まで引かないということを言っているんです。そういうことを踏まえた請願であることは明らかです。

もう一つは、請願審査の中でも明らかになりましたけど、別にここだけ特別扱いしてくれと言っているわけじゃないんです。だって、ほかに高いところは幾らでもありますし、仮に

ほかに低いところがあったとしても、建て替えということは、かさ上げをして海拔ゼロメートルよりも上に校舎を建てる。これを繰り返していけば、当然全ての校舎、公共施設の建て替えの暁には全て高い土地になるんです。これを命山というんですよ、命山。これは昔から水郷地帯で伝えられてきた、いざというときに逃げ得る陸地を地域で持たなきゃいけないんです。そういうことを踏まえて、請願者の方はまさしく生活、歴史を踏まえてやっているということです。

4点目、子供のことを最優先にすべきです。しなきゃ駄目です。

請願審査の中で、全国的に人口が減っている。それは減っていますよ。そういう問題じゃないんです。だからこそ、弥富市は子供の命を最優先にしているということを示さなきゃ駄目なんです。だって、中学校がベスト、セカンドベストが小学校ということで、お金ももつたないし、死にはしませんよというようなことがまさしく弥富市の姿勢だったとすれば、今回の討論でも幾つか出てきていますが、他の地域から人を呼び込むべきだと。子育て日本一だったというときに、いや、弥富市はどうせ子供が減るので、子供の命が最優先じゃないと。そういうことをやっちゃいけません。

ましてや、特に栄南小学校なんかがそうですけれども、栄南小学校のほうがはるかに柱も太い、部屋も広い、しっかりしている、広々している。そういうところから、この市の決定によって、わざわざスクールバスに乗ってきたところが、確かに普通教室は新しいですよ。だけど、さっき言うようにかさ上げするといったって知れたものですよ。古い校舎が、お化粧はしてありますよ。だけど、そういったところに何で来なきゃいけないんですか。それが住民が納得できるんですか。納得できるはずがありません。

最後5点目は、この議会の受け止め方です。

光があるとするならば、こういった熱心な請願に対する反対の質問も含めて、実に議論が、この後に及んでされていますが、私は全て文字起こしをして読み返しているんですけれども、やっぱり絶対に小学校がいいとはその議論の中では出ていないと思います。はっきり言って中学校のほうがベスト。だから、どうして中学校が駄目なのかという疑問しか残らない、かなり白熱した委員会ができたと思います。

そもそもその請願は、市民の方が私生活を犠牲にして相当な努力をやったということです。それに対して、結局振り返ってみると、その技術的なことというんですかね、細かいこと、それから例えばハレーションのかかった情報で請願を集めたのではないかとか、ハレーションというのはちょっと片仮名で、実際にそうやって言われたので言いますけれども、要は、中学校はこんなにいいんだよということを見せたことが、何かあたかもあおっているというか、そういったことでないかということ問い詰められるんですね。これを聞いて、請願を集められた方はどう思うんですかね。はっきり言って、失礼だと言われても仕方がないと思

いますよ。

そもそも住民は建築の専門家でもなければ、行政の専門家でもありません。だけど、やっぱり地域のことを思って出た結果がこれなんです。

この5番目の最後は、要は議会の役割をもっと頑張らしましょう。まさしく市議会は住民の意見を酌み上げて、市の未来を議論する場ですよ。市が出してきた案をスムーズに通すための、市政に寄り添う議会ではないですよ。だから、これだけみんなが意見を言っている、これだけ理由をたくさん並べているのに変わらないというのは、結局何かあるんじゃないかと。中学校にできない何かあるんじゃないかということ言われ始めています。

あくまで議会というのは、いろいろなことを表にして、どっちがいいか純粋に議論し、判断する場です。もちろん議会の議員だって土木や建築の専門家ではありません。だから、参考人招致、そういう専門家を呼ぶ仕組みはあるんです。だから、例えば公聴会というものもあります。今回の件でも、あれだけ請願についてしつこく言うんだったら、請願人を参考人招致して聞けばよかったんですよ。聞きましょうよ。議会カフェでいっぱい意見を聞いたじゃないですか。地域に入って住民の意見を聞きましょうよ。

最後に、この請願審査、長時間にわたって振り返ってみると、やっぱり親が子を思う愛の尊さが請願に結晶したんだなということをつくづく思いました。子供の安全性というのは、やっぱり誰にとっても最優先です。これに勝るものはありません。今まさに、この子供を思う、あるいは孫を思う親の気持ちを否定して無視することができる議員というのは、この世の中にいるのでしょうか。これが請願が我々議会に突きつけた意味と価値です。

何度も言いますが、我が子だけ特別扱いをしろと言っているんじゃないんです。お古が嫌だという、これは言う権利はあるんですけど、そんな小さなわがままじゃなくて、我が子が大半の時間は普通教室で過ごしたとしても、やはり旧校舎にいる時間もあるわけです。あらゆる意味において、我が子や孫の安全性についてできる限りを望む気持ちを否定できるんでしょうか。倒壊しないから逃げればいい。そんなことを自分の子供に向かって言われて、我慢できる親がいるんでしょうか。だから、この賛成請願に賛成しましょうよ。今からでも遅くないと思います。

以上、賛成討論とします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、平野広行議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行。

請願第1号に対して、反対の立場で討論いたします。

今回の請願は、請願者3,394名という多くの方からの請願であり、私も重く受け止めておりますが、請願署名活動の在り方については、その手法において疑念を抱いております。

9月議会初日に市議会が提出した再編整備方針の見直しを求める決議を受け、市長は、十

四山西部小学校において、最新の建築基準に基づき、1年生から6年生まで全児童が普通教室で学ぶことができる安全な校舎を新築する再編整備方針に変更しますと議会に説明をされました。この十四山西部小学校における新築の整備方針が変更された説明が、請願書には全く記載されておられません。

また、委員会における請願審査における答弁においても、多くの疑問点が指摘をされております。これでは、請願書としては事実に沿った内容ではなく、理解できるものではありません。現在、請願書に署名したことを悔やんでみえる方もあるとお聞きをしております。

残念なことに、弥富市議会の仕組みとして、いい悪いは別として、私はこの請願を審査できる委員会に属しておりませんので、委員会において質疑・討論することはできませんでした。私は、4校の統合に至る経緯について、市側からの説明、議会改革協議会における市民の方からの意見陳述、保護者代表の方からの意見陳述を受け、議会改革協議会での議論、厚生文教委員会での請願審査を傍聴し、熟慮した結果、反対の立場で討論をさせていただきます。

大藤・栄南・十四山東部・西部小学校といった小規模校の統合については、令和元年5月から子供の教育環境に関する保護者、地域役員の方々との意見交換に始まり、弥富市小・中学校未来構想案を策定し、議会、保護者、一般の方への地区説明会を経て、弥富市総合教育会議にて決定をされました。このときは、4校の統合に関しては異論はなく了承をされましたが、その後、小学校施設の整備方針が示され、統合小学校の設置場所は十四山西部小学校とする案が発表され、地域での説明会、意見交換会を行う中で、よりよい教育環境の下で児童を学ばせたいという思いの中で、より安全で安心できる十四山中学校跡地での統合校設置を求める意見陳述が、議会改革協議会において、小学校統廃合を考える有志の会の方により行われました。

議会においても、当初示された既存校舎を一部改築し、新たに増築する西部小学校での整備方針には疑念があり、西部小学校での増改築計画の見直し、または十四山中学校跡地に統合校を新設する方針に変更することを提案し、加えて、廃校となる小学校跡地を有効活用し、地域コミュニティの活性化及び市街化調整区域での定住促進を図るための施策を推進することも含め、全会一致という形で決議をいたしました。その後、保護者代表を中心とした小学校再編委員の方からは、令和10年4月開校を絶対条件として求める意見陳述も改革協議会にて議会に対して行われております。

議会からの小規模小学校統合に伴う新校設立計画を見直す決議を受け、市長は当初の整備方針を見直し、十四山西部小学校にて1年生から6年生まで全児童が最新の建築基準に基づき、液状化対策、耐震対策を十分取り入れた新築校舎の普通教室で学ぶことができ、また3階には避難場所を確保し、校舎を新築する改正案を議会に示しました。この市長の改正案を

受けた後、多くの議員による一般質問にての質問・答弁を通じ、私なりにこの整備方針の見直し案を検討し、また厚生文教委員会での請願審査を傍聴し、その経過と結果に対する委員長報告を受け、今、本会議での採決に臨んでいるところであります。

私としては、議会に提出された9項目にわたる請願書の内容をしっかりと精査し、校舎の安全性、通学の安全性、今後の児童数の推移、財源の問題、建設工事の問題、そして令和10年4月開校を切に望まれる小学校再編委員会の方からの嘆願書を熟慮し、また市長が一般質問で答弁された十四山中学校での新築も検討したが、あの痛ましい事件の関係者の心情を考慮し、市幹部と協議した結果、断念したとの答弁を聞き、市が示した再編整備方針の改正案を認め、本請願に対する反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

請願第1号、この請願に対して賛成の立場で討論させていただきます。

この請願署名は、約3,400人の方々が署名を行って、真剣な思いが届けられました。私が議員になってから13年間たつわけですが、それ以降初となります。かつてないほどの署名数であり、しかもそれが短期間で集められたと。それほどまでに、この保護者の熱意、本当に真剣なものだというふうに感じ取ることができます。

先ほど、議案第46号の賛成討論だとか、あるいはこの請願の反対討論等で示された理由については、ことごとく否定できるものでございます。例えば、男女のバランスが待ったなしの課題であり、よりよい環境をとおっしゃいますけれども、この請願の中では、安全性を重視するというので、先ほど厚生文教委員長からも報告があったとおりで、保護者の皆さんは、そうしたスピードよりも安全性を重視しているということでございます。

また、初期投資を抑えるだとかということに関しては、命はお金に代えられないものでございます。排水機は強いと言っておりますけれども、伊勢湾台風のような堤防決壊については全くの無力であって、それは排水機では防げない、そんな状況になるわけです。

また、防災面については、浸水してしまえば体育館も使えないような状況では、やはり避難所としての機能が果たせるのかというのは大きく疑問が残るわけです。

また、さらには、小学校再編委員会の方々が嘆願書等を持ってきたといいますが、署名は十数人にわたるものでしかありません。約3,400人の市民は、そうした一部の人たちで決めるのはやめてくださいというふうに報道があったところでございます。

そして何より、この命と安全の問題では、さきの大きな被害があった東日本大震災の際に大きな被害を受けた大川小学校の判例では、学校施設の不備が要因となって、裁判に行政側が負けるという異例の判決が出たわけです。弥富市でも同じく、この低い地盤ではその悲劇の可能性を残すことになります。将来にわたって禍根を残し、その火種をまいたのと同様で

す。南海トラフ地震が近く予想される、その危機に最大限備えるべきです。そのときに誰が責任を取れるんでしょうか。誰が責任を問われるんでしょうか。人の命の責任なんて、誰も取れません。責任を取れるとしたら、今この瞬間だけなんです。だからこそ、目を覚ましてください。

この保護者の悲痛な思いをしっかりと受け止め、中学校の跡地に最大限の安心・安全の安心を詰め込んで、よつば小学校を建ててください。そして、弥富市が胸を張って災害に強いまち弥富として誇れるような学校を造り、これから造る学校や保育所全てそれ以上の安心・安全な施設にしていくことを目指していくことを誓って、最大限の努力をしてほしいじゃありませんか。そのための第一歩となれる学校、保護者の願いとともに行って造っていただきたい。その願いを持って賛成討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 請願第1号十四山中学校跡地に小学校再編校を新設することを求める請願書に反対の立場で討論します。

令和5年の春から秋にかけて、小学校の統廃合について本格的に説明会が行われ、11月に弥富市小学校再編整備方針が策定、公表され、今年度になり再編委員会の設置を経て、さらなる説明会の開催や設計業務が行われております。

その設計においては、3年生から6年生は新設する増設部分の普通教室、1年生から2年生は改修する旧校舎部分の普通教室とのことでありましたが、児童の安全性、期待感を高めるためにも増改築計画を見直すことを求め、市当局からは、新築する増築部分を増やし、全児童の普通教室、特別支援教室が全て新しい環境となり、垂直避難をするスペースも拡大されることとなりました。

無尽蔵に時間をかけられるのであれば、様々なアイデアを取り入れることができるのかもしれませんが、どこかで決断をしていかなければ、結果として長引くだけになってしまいます。対象となる小学校の児童保護者からは、早く新しい学校に行きたいと期待を寄せている方や、新校への通学に関心を寄せている方も少なくはないということも考えなくてはなりません。

現状の児童推移、人口動態を見ていくと、将来的には厳しい数字になっていることにも目を背けることはできず、見極めていく必要があります。将来的に改善された場合、また次の再編の機会など、次のステージでは、新設であったり改修部分を新築に入れ替えるなど考慮しながらやるべきときが来る可能性もあり、その際には今回の請願者の気持ちも載せていただきたいと考えます。

最後に、住民からの御意見や御指摘があれば耳を傾け、対策を講じ、説明を果たすことを市当局にもお願い申し上げ、請願に対する私の反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

請願第1号十四山中学校跡地に小学校再編校を新設することを求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

私は、この請願の紹介議員でもございます。請願に至る経緯としましては、今年10月初旬、小学校に通ってみえる低学年のお子さんが見えるお母さんが、私の事務所に訪ねてみえました。お話としては、自分の子供が令和10年4月開校の新設校に通うことになるが、市教育委員会の説明は十四山西部小学校ありきで話が進んでいる。防災面や校舎等の老朽化など、西部小と十四山中学校を比較検討すると、来年閉校する十四山中学校跡地で校舎を新築するほうが保護者の立場からは不安なく、安心して子供を学校に通学させられることができる。私の友達の保護者も、やはり十四山中学校が安全でいいよねと言ってみえたそうです。

また、私たち保護者の声を市に届けるにはどうすればよいのでしょうかとも相談がございました。そのお話の後、後日ですけれども、私は十数件の低学年の児童を抱える保護者からのヒアリング、訪問したりして御意見を聞いてきました。ほとんどの方が、安全性の高い十四山中学校跡地に新設校を持ってきてほしいとの要望でありました。

また、保護者は、新聞で議会が十四山中学校に決議したので、そのとおりになるんじゃないかというようなことで喜んでみえたけれども、まだ決着していないのと残念がる方もお見えになりました。

改めて、その相談者の方にヒアリング結果をお伝えしたところ、署名を集めることで市に計画の変更を求められないかとの御意向もありました。私は、そのお母さんと2時間近くお母さんの思いをお聞きして、そのお母さんの子供の安全を願う熱意に打たれ、私は紹介議員を引き受けることになりました。私からそのお母さんに対して、市議会が発行する請願・陳情の手引きを説明し、その内容に納得をしていただきました。その後、10月中旬からそのお母さんが請願代表者として、子育てや仕事の合間を縫って署名収集の活動を始められました。

また、市民の皆さんが、この小学校再編について非常に関心を持たれていることから、そのお母さんに賛同して署名活動にお手伝いをされる方も増え、自然と活動の輪が見る見るうちに広がり、僅か3週間程度で3,394筆もの予想をはるかに超える署名が集まったところがあります。

この署名は、南部地区と十四山地区を中心とする保護者等のうそ偽りのない、本当に純粋な誠意の籠もった署名です。請願者は、請願理由にあるように、市が進める十四山西部小学校の計画では、既存校舎の不同沈下問題、海拔マイナス1.9メートルの浸水対策、バス乗降

場所の安全確保、工事中の騒音や振動などの影響、プールや体育館の老朽化など請願理由の9項目全てについて安全が担保されておらず、不安が払拭できないとおっしゃっています。

また、請願者は、今定例会で市が突如としてかさ上げする発言や、バスの乗降場所の変更などの発言がありましたが、全て中途半端な提案であり、抜本的な問題の解決に至っておりませんとも言ってみます。

また、市の場合当たり前の対策で、既存校舎の安全性は全く改善もされておられません。そういったことを今議会中に請願代表者の方もおっしゃってみえます。私も、この請願代表者の方と全く同感でございます。

いずれにしても、全ての問題が解決できる十四山中学校跡地に小学校再編校を新設するべきであると考えます。

以上、賛成する理由を申し上げました。

最後に、議員の皆さん、3,394筆の署名を否定されることなく、純粋な気持ちで保護者等の願いを受け止めていただくことをお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 請願第1号に対して、反対の討論をさせていただきます。

先ほど議長のお言葉に簡潔明瞭にとありましたので、簡潔明瞭に反対の討論をさせていただきます。

さきの私の一般質問の市の答弁にもあったとおり、子供たちの教育環境を考えれば、計画どおり十四山西部小学校で令和10年4月開校は絶対であります。

また、小学校再編委員会から提出されました遅滞ない遂行を求める嘆願書にも、計画どおり令和10年4月に開校させることとありました。もう西部小学校で令和10年4月開校は絶対なんですよ。

また、この請願1号には、十四山中学校跡地で令和10年4月開校は可能であることが確認されたとありますが、これも私の質問の市の答弁で、十四山西部小学校以外に再編校を建設することとなった場合の開校時期について、まずは十四山西部小学校以外に計画を変更したことの説明、そして新たな計画を進めるに当たり、これまで以上に子供たち、保護者、そして地域の方々に丁寧に説明した後、基本構想を策定し、設計に入っていくこととなり、令和10年4月には間に合いませんとのことでした。冒頭にも言いましたが、子供たちのことを考えれば、西部小学校令和10年4月開校は絶対であります。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第1号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立少数と認めます。

よって、請願第1号は不採択と決定をされました。

本日、安藤市長より議案第61号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第61号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第10号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第22、議案第61号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明を申し上げます。

議案第61号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第10号）につきましては、価格高騰重点支援給付金を支給するための関連費用や、上水道の基本料金を2か月間免除するための費用等を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第61号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,550万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を185億97万7,000円とするとともに、価格高騰重点支援給付金給付事業（低所得世帯支援枠等）の繰越明許費を設定するものであります。

歳入予算の内容といたしましては、総務費国庫補助金1億8,550万6,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、価格高騰重点支援給付金給付事業（低所得世帯支援枠等）の価格高騰重点支援給付金 1 億 2,280 万円、衛生費におきまして、海部南部水道企業団負担金 5,260 万 6,000 円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 61 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結をいたします。

これより採決に入ります。

議案第 61 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 23 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 23、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第 111 条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、安藤市長より年末に当たり発言を求められておりますので、許可いたします。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和6年第4回12月議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月27日から本日までの27日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決・承認をいただき、誠にありがとうございました。今会期中、議員の皆様方からいただきました御指摘、御意見等を真摯に受け止めまして、今後の行政運営の参考にさせていただきたいと存じます。

また、この1年間、厳しい行財政状況の中、市政を円滑に進めることができましたのは、議員の皆様方の深い御理解と御支援の賜物と心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、時の流れは誠に速いもので、私が市政を担当させていただきましてから7年目を迎えております。これまで以上に原点に立ち返り、皆様方と一緒に、新たな意気込みで市政運営に取り組みたいと強く感じているところでございます。就任以来、風通しのよい職場づくりと職員の意識改革の旗印の下に、市民本位の行政運営を心がけて取り組んでまいりました。この間には、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への制限をはじめ、全国各地で発生する自然の猛威による甚大な災害など、国内外ともに激動の数か月でございました。

本市におきましても、避けることのできない人口減少や少子高齢化の急速な進行による生産年齢人口の減少、公共施設の老朽化など、これまで以上に将来を見据え、乗り越えなければならない課題が山積しており、極めて厳しい状況が続くことが懸念されております。このような中、市民サービスを安定的に持続、提供していくため、私自身が先頭に立って全力を注ぎ、全職員とともにまちづくりに邁進してまいっている覚悟でございます。今後とも、市議会や市民の皆様方の英知と力を結集し、私自ら全身全霊を傾けて市政運営に当たってまいりますので、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後に、寒さ厳しき折、これから年末に向けて何かと御多忙とは存じますが、議員の皆様にはどうか御自愛され、御家族様ともども健康で幸せに満ちた輝かしい新年を迎えられますとともに、市民の皆様にとりまして、よりよき希望に満ちた年となりますことを心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本年2月の18日に改選があり、3月の臨時議会におきまして、私が議長に就任をいたしまして10か月が過ぎようとしております。議員各位におかれましては、地方分権が進む中で活発な御意見をいただき、また議会運営に御協力をいただきましたことを厚く感謝申し上げます。

す。

今後も市民の皆様の負託に応えることを目指し、不断の努力をもって議会改革に取り組んでまいります。どうか引き続き御協力をよろしくお願いをいたします。

今年も残すところあと僅かとなりました。皆様におかれましては、健康に御留意をされ、よい年を迎えられますことを御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶に代えさせていただきます。

これをもちまして令和6年第4回弥富市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時22分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典